

樹木等の適切な維持管理について

○道路上に樹木等を張り出さないでください。

道路上に樹木等が覆いかぶさると、自動車や歩行者等の通行阻害や道路標識、カーブミラー等の道路施設を見えにくくして、事故の原因にもなりかねません。

民地にある樹木等は土地所有者の管理物です。道路上に張り出した樹木等が原因で事故が発生した場合、その土地所有者が責任を問われることもあります。

通行者の安全と事故防止のためにも、土地所有者の責任で道路上に張り出した樹木等の伐採や剪定等の適切な維持管理をお願いします。

※民地から道路上に張り出している樹木等は、村で現況を確認した後、状況に応じて土地所有者に指導をさせていただきます。

(注) 道路交通に危険が迫っている場合は、緊急措置としてやむを得ず、道路管理者が該当樹木等を伐採することもありますので、ご理解をお願いします。

※道路上にはみ出た樹木等は通行を阻害し、道路標識等が見えにくいと交通事故の原因にもなりかねません。



【関係法令】

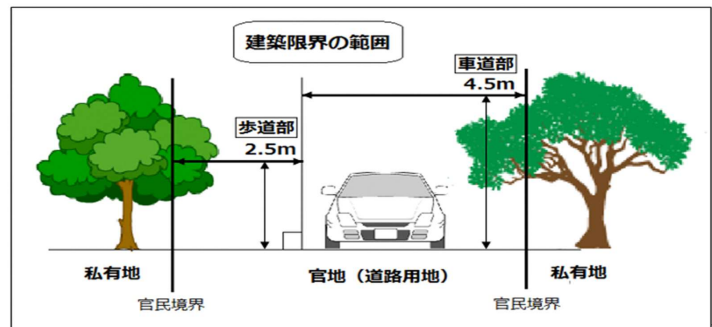
道路の建築限界（道路法 第30条，道路構造令 第12条）

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木等が道路上に入っていない「空間」を「建築限界」として法で定められています。

高さについて車道の場合は、「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木等が道路に張り出していると「建築限界」を侵している可能性があります。

【参考図】

● 問合せ 建設課 ☎82-1222



未使用凍結防止剤（塩カル）を差しあげます

12月に村内道路沿いに凍結防止剤を配布しました。この凍結防止剤は道路に使用していただくもので、個人の敷地には使用しないようお願いいたします。

個人の敷地などに使用したい方には未使用（中古）の凍結防止剤を無料で差しあげます。

ご希望の方は、事前に建設課にお問い合わせください。

※村内在住の方・村内事業者に限ります。

※受け取りの際の入れ物は各自でご用意をお願いいたします。

※新品ではありませんのでご了承ください。

※無くなり次第、終了となります。

● 問合せ 建設課 ☎82-1222